

平成25年度実施方針

新エネルギー部

1. 件名：太陽光発電多用途化実証プロジェクト

2. 根拠法

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1項第1号イ

3. 背景及び目的・目標

近年のエネルギーセキュリティや地球環境問題への意識の高まりを受け、世界各国で新エネルギーや再生可能エネルギー利用システムの導入が活発化している。日本においても、2010年のエネルギー基本計画の改定の中で、資源エネルギーの安定供給、温暖化対策の解決に向けたエネルギー政策強化、エネルギー環境分野での経済成長の牽引役、の3点がポイントとなっている。これらに加え、東日本大震災後の電力供給不足への懸念などと相まって、再生可能エネルギー、特に太陽光発電システムの大量導入を推進していく必要がある。

NEDOでは、太陽光発電の大量導入実現に向け、これまで発電コスト低減を軸に「太陽光発電システム次世代高性能技術の開発」等の事業を推進してきたが、大量導入を実現する上では、導入先となる設置場所及び用途を拡大していくことが重要となるが、発電コスト以外の付加価値も要求されるケースが多い。

そこで、本プロジェクトでは、将来的な市場拡大または市場創出が見込まれる未導入分野に対して、普及拡大を促進する技術を開発し、太陽光発電の導入ポテンシャルの拡大を加速することを目的として、以下の共同研究事業を実施する。

[共同研究事業（NEDO負担率：2／3）]

研究開発項目（1）「太陽光発電多用途化実証事業」

最終目標（平成27年度）

未導入分野への導入を、すでに普及している分野と同等程度の発電コストで実現するための技術（発電量増加や設置コスト低減等）を開発し、発電コストの低減効果を実証する。

研究開発項目（2）「太陽光発電多用途化可能性検討事業」

最終目標（平成26年度）

対象とした設置場所の導入可能量や技術開発課題等を明らかにし、その課題解決策を示す。

4. 事業内容

(1) 平成25年度事業内容（2／3共同研究）

基本計画に基づき、公募により委託先を決定し、以下の実証事業を実施する。

あらかじめNEDOで選定した導入ポテンシャルが概略把握できており、導入価値が高いと考えられる建物、農業関係地帯、傾斜地、水上、移動体、の5分野について、導入課題を克服

するための技術の実証事業を実施する。

また、導入ポテンシャルは未確定だが、主な社会的効果・関連産業への効果等が高いと考えられる分野については、導入した場合の市場規模と波及効果、導入課題等について調査し、有望な市場となり得るか判断するための導入可能性検討事業を実施する。

(2) 平成 25 年度事業規模

需給勘定 500 百万円

事業規模については、変動があり得る。

5. 事業の実施方式

(1) 公募

①掲載する媒体

「NEDOホームページ」及び「e-Rad ポータルサイト」で行う。

②公募開始前の事前周知

公募開始の1ヶ月前にNEDOホームページで行う。本事業は e-Rad 対象事業であり、e-Rad 参加の案内も併せて行う。

③公募時期・公募回数

平成25年8月に行う。

④公募期間

原則45日間以上とする。

⑤公募説明会

公募開始後に全国各地の7カ所（札幌、仙台、東京、川崎、大阪、富山、博多）で開催する。

(2) 採択方法

①審査方法

e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。外部有識者による事前書面審査・採択審査委員会を経て、契約・助成審査委員会により決定する。採択審査委員は採択結果公表時に公表する。申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施する。審査委員会は非公開のため、審査経過に関する問い合わせには応じない。

②公募締切から採択決定までの審査等の期間

45日以内とする。

③採択結果の通知

採択結果については、NEDOから申請者に通知する。なお不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

④採択結果の公表

採択案件については、申請者の名称、研究開発テーマの名称・概要を公表する。

6. その他重要事項

(1) 運営・管理

研究開発全体の管理・執行に責任を有するNEDOは、経済産業省及び研究開発実施者と密接な関係を維持しつつ、本研究開発の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。

評価の方法として、研究開発項目(2)「太陽光発電多用途化可能性検討事業」の事後評価を翌年度行う。

(2) 複数年度契約の実施

原則として、平成25～27年度の複数年度契約をする。

7. スケジュール

平成25年2月中旬・・・公募予告開始

8月中旬・・・公募開始

8月下旬・・・公募説明会（計7箇所）

10月上旬・・・公募締切

10月下旬・・・採択審査委員会

11月上旬・・・契約・助成審査委員会

11月中旬・・・採択決定及び通知

8. 実施方針の改定履歴

(1) 平成25年8月14日、制定